

東京大学大気海洋研究所 特任研究員（特定有期雇用教職員） 募集要項

職名及び人数	特任研究員 1名
契約期間	2026年4月1日 以降のできるだけ早い時期～ 2027年3月31日
更新の有無	<p>更新する場合があり得る。</p> <p>更新する場合は1年ごとに行うが、更新回数は4回、在職できる期間は2031年3月31日を限度とし、以後更新しない。</p> <p>更新は、予算の状況、従事している業務の進捗状況、契約期間満了時の業務量、勤務成績、勤務態度、健康状況等を考慮のうえ判断する。</p>
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	大気海洋研究所海洋生態系科学部門（千葉県柏市柏の葉5-1-5） 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	<p>海洋生態系科学部門 浮遊生物グループでは、海洋原生生物（主に浮遊性有孔虫）を対象とした共生生物学を推進するための特任研究員を募集します。非モデル生物の生態解明に、遺伝子発現解析やゲノム情報解析等のバイオインフォマティクスを用いて、意欲的に取り組んでいただける方を希望します。原生生物に限らず、共生系を対象とした研究経験のある方を歓迎します。分子生物学実験等の経験もあることが望ましいですが、必須ではありません。当研究室の概要はこちらをご参照ください (<a href="https://harukatakagi.jimdofree.com/">https://harukatakagi.jimdofree.com/</a>)</p> <p>変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。</p>
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇 等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額35～38万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円／月まで）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	1) 博士の学位を有する方
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 東京大学統一履歴書フォーマット（以下のURLからダウンロードし作成すること） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a></li> <li>2) 研究業績目録（原著論文・総説・その他に分け、査読の有無を明記）</li> <li>3) 主要原著論文3編以内のPDFファイル各1部</li> <li>4) これまでに行なってきた研究の概要（A4用紙1ページ程度）</li> <li>5) 着任後の研究に対する抱負（A4用紙1ページ程度）</li> <li>6) 応募者に関する所見を伺える有識者2名の氏名・連絡先（電話・E-mailアドレス）</li> </ol>
提出方法	<p>上記書類をPDF形式の添付ファイルとし、件名を「特任研究員応募」と記載し、電子メールで下記アドレスに送付してください（郵送不要）。</p> <p><a href="mailto:htakagi@aori.u-tokyo.ac.jp">htakagi@aori.u-tokyo.ac.jp</a>（@を@に変えてお送りください）</p> <p>添付ファイルは20MB程度以内にまとめて圧縮し、必要に応じてパスワード保護してください。容量が大きくなる場合には、適当なオンラインストレージサービスを用いて構いません。</p>

	※2～3日以内に受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。
応募締切	2026年1月30日（金）17時必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。応募があり次第、随時選考を行います。適任者が早く決まった場合、締切前に募集を打ち切ることがあります。
問い合わせ先	〒277-8564 千葉県柏市柏の葉5-1-5 東京大学大気海洋研究所海洋生態系科学部門 担当：高木悠花 TEL: 04-7136-6412 e-mail: htakagi@aori.u-tokyo.ac.jp (◎を@に変えてお送りください)
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止 措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。</li> <li>・「東京大学男女共同参画加速のための宣言」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。</li> <li>・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。</li> </ul>